

第19回豊島廃棄物等管理委員会議事録

平成21年9月19日(土)

13:00～16:05

場所：ルポール讃岐

出席委員 (○印は議事録署名人)

永田委員長

○武田副委員長

岡市委員

河原委員

高月委員

○中杉委員

I 開会

○香川県環境森林部長が開会の挨拶(内容は省略)をしました。

II 会議の成立

○事務局から豊島廃棄物等管理委員会委員8名のうち6名が出席しており、設置要綱第5条第2項の規定により会議が成立していることを報告しました。

III 議事録署名人の指名

○議長(委員長)が出席委員の中から、武田副委員長と中杉委員を議事録署名人に指名しました。

IV 委員会の運営について

○豊島廃棄物等管理委員会の運営(公開・非公開)については、特に非公開情報がない限り原則公開することとしており、今回の審議内容には非公開情報がないと判断して公開としました。

V 傍聴人の意見

<公害等調整委員会>

○本日の管理委員会では直下汚染土壌の水洗浄処理などについてご審議いただく予定となっていますので、十分なお検討のほどよろしく願いいたします。

<直島町代表者>

○特にありません。

＜豊島住民代表者＞

- まず、情報表示システムの西井戸導水量について質問します。今年の8月には、西井戸ポンプは稼働しているにもかかわらず、西井戸導水量は「0」と表示されていました。その理由を聞くと、西井戸からの揚水先を貯留トレンチに変更し、そこでは自動計量していないためであるとのことでしたので、だれが見てもきちんと理解できるように揚水先を明確に表示してください。2点目は、ロータリーキルン炉の稼働状況についてです。最近では、正常に運転している期間が非常に短いので、今後の処理計画に影響がないのかどうかご審議いただきたいと思います。3点目は、第3工区の掘削の進捗状況です。第3工区の掘削は9月末で終了する計画となっていますが、表土を剥ぎ取っているだけで、ほとんど進んでいない状況ですので、今後、掘削作業がどうなっていくのか教えてください。

以上のとおり、意見を述べました。

これに対し、委員長から次のとおり発言がありました。

- （委員長）ただ今ご指摘、あるいはご意見いただいた件については、後ほどそれぞれ該当の箇所で審議します。

VI 審議・報告事項

1 豊島廃棄物等処理事業の実施状況（審議・報告）

- （県）資料19・II/1-1 豊島廃棄物等処理事業の実施状況を説明します。豊島廃棄物等処理事業は、平成15年9月に本格的な処理を開始してから、丸6年が経過します。平成21年8月末までの処理実績は330,000トン余、全体量（推計）に対する処理率は49.4%ですが、今月中には全体量の50%を処理できる見込みです。また、平成21年度の処理実績は29,000トン余、処理計画量（31,524トン）の92.3%ですので、2,400トン程度処理が遅れています。なお、熔融炉処理実績/熔融炉計画量は97.9%で、ほぼ計画どおりに処理できていますが、ロータリーキルン炉の処理実績については、仮置き土の高温熱処理を開始して以降、処理対象物が金属主体から土壌主体のものに変更したことや連続運転を開始したことなどから、コンベヤや後燃焼室バーナに不具合が続くなど想定外のトラブルが発生し、その処理実績/計画量は47.6%にとどまっています。現在も一部改修工事を行っていますが、今後は設備改造や運転管理の調整などを行いながら、安定的に処理できるよう努めます。別添の参考資料は、平成21年4月から8月までの熔融炉とロータリーキルン炉の運転データです。熔融炉については、6月3日のバグフィルタ捕集灰搬送装置の詰まりによる一時的な処理停止を除けば、大きなトラブルもなく、順調に稼働しています。投入量・スラグ量のグラフのとおり、1炉当たり100トン/日を超える処理ができています。処理量と低位発熱量の相関についても、最大土壌比率を超える土壌比率まで高めた場合においても、性能曲線の中にあるような状況です。なお、7月30日には、中国電力の海底ケーブル改修工事に伴う停電のため、処理を停止しました。次にロータリーキルン炉の運転データについて説明します。平成21年2月20日から仮置き土の高温熱処理を本格的に開始し、3月ごろまでは概ね順調

に稼働していましたが、4月1日には残さ搬送コンベヤチェーンの破損、レールの摩耗等による不具合が発生し、1週間程度処理を停止しました。その後、予備部品を使用して仮復旧し、しばらく投入量を抑制（15トン/日程度）しながら運転して、5月12日から本格的に故障箇所を修理しました。その後も想定外の不具合が続き、グラフのとおり、安定的な処理ができていないような状況です。また、定期整備後の運転状況についても、後燃焼室の耐火物の脱落や後燃焼室バーナ周辺へのクレンカ付着によるバーナ失火などのトラブルが発生し、その都度、処理を停止しています。このため、8月31日から耐火物の張替え等の修理を行い、9月21日から処理を再開する予定です。次の表2は豊島処分地における廃棄物等搬出量、積込量及び輸送量で、ロータリーキルン炉での処理が遅れていることもあり、それぞれ計画量と比べて少し差があります。表4は副成物の有効利用量です。鉄と銅については、順調に販売できているものの、アルミについては、含有率が低いこともあり、純度を高めるために再選別していますが、市況の影響により、販売が進んでいませんので、今後も引き続き、市場価格の動向に注視しながら販売に努めたいと思っています。溶融スラグについては、公共工事のコンクリート骨材として順調に利用しています。また、粗大スラグについては、これまですべて製砂スラグに混合して販売していましたが、処理量対策として土壌比率を高めたこともあり、発生量が大幅に増加しています。なお、製砂スラグの品質管理を徹底するという観点から、製砂スラグへの粗大スラグの混合割合を5段階でアルカリシリカ反応性試験を実施していますが、検査に合格しないものについては、製錬珪砂代替品等として有効利用しています。また、ロータリーキルン炉による高温熱処理後の仮置き土については、セメントの原料として有効利用しています。6頁には、薬品、ユーティリティー等の使用量を示しています。次頁は、豊島・直島の見学者数の推移で、前年と比べて減少しています。次にひやり・ハット等の状況を報告します。まず、平成20年9月11日に発生した件については、第17回管理委員会で既に報告した事案ですが、再発防止を徹底するため、ダンプトラック全車両に音声による注意喚起が鳴る装置を取り付けましたので報告します。平成21年4月21日には、運転員が二人作業で大きなスラグを粉砕していた際、1人の作業員がゴーグルを外して、曇りを取っていたところに、もう1人の作業員により破砕されたスラグの破片が目に入って負傷しました。このため、作業中の声かけを徹底するように運転員全員に周知して再発防止を徹底しました。平成21年6月9日には、豊島処分地の進入道路を家浦港へ向かって走行していた際に、見通しの悪いカーブで対向車と衝突しそうになりました。このため、進入道路では徐行運転を心がけるとともに、注意喚起のための「徐行」標識を設置して再発防止を徹底しました。平成21年7月8日には、運転員が1号溶融炉後燃焼室ダスト排出装置付近でダストを除去していた際に、左ひざをねんざしました。このため、同様の作業を行う場合には、体勢を十分に確保するよう運転員全員に周知して再発防止を徹底しました。

- 次の資料19・II/1-2豊島廃棄物等処理事業の原単位表等は、表のとおり、処理コストが年々増加しています。特に、重油価格の高騰や設備の経年劣化による維持管理費や点検整備費など中間処理施設の運転管理費が増加傾向にあります。なお、重油価格について、平成20年8月ごろは約107円/ℓでしたが、現在は50円/ℓ前後

で推移しています。
以上のとおり、説明しました。

これに対し、委員等から次のとおり発言がありました。

- （委員）資料 19・II / 1-2 の豊島廃棄物等処理事業の原単位表中の重油量については、溶融炉とロータリーキルン炉に分けて整理してください。
- （県）次回からはきちんと区別して表示します。

2 中間処理施設の運転管理等（報告）

- （県）資料 19・II / 2-1 溶融炉の運転管理を説明します。本格的な処理を開始して以降、これまでの処理実績は計画量の約9割であることから、これまで表1のとおり、各種処理量アップ対策を進めてきたところです。溶融炉を計画的に大規模補修（3年/回）するとともに、平成18年10月以降はこれまで再溶融していたシルト状スラグ等を系外に出して有効利用してきました。また、平成20年10月からは土壌比率アップ・溶融助剤の抑制に取り組んできました。このような結果、直島町一般廃棄物を除く1日当たりの処理量は186.9トン/日（平成19年度）から191.5トン/日（平成20年度前半）、204.5トン/日（平成20年度後半）、204.7トン/日（平成21年度前半）に増加しました。さらに、平成19年4月には整備指導班を設置し、日常の点検整備を充実させるとともに、平成20年度からは定期整備の効率化や年末年始の運転に取り組み、稼働日数の確保に努めています。次に、処理停止に至った最近の事案を説明します。平成21年6月3日には、2号炉バグフィルタ捕集灰搬送装置の詰まりにより、一時的に処理を停止しました。原因究明のため、トランスミッタ内部の状況を確認したところ、通常よりも黒っぽいダストが固まって閉塞していました。これについては、活性炭の供給過多によるダスト性状の変化が原因と考えられ、配管内部への付着等による背圧変化の影響を受けにくくするために、活性炭の供給機出口にロータリーバルブを設置するとともに、活性炭の受入量と供給量を定期的にチェックし、受入量と供給量に大きな差がないことを確認することとします。その他の事案は、中国電力の海底ケーブル改修工事等に伴う停電によるものです。
- 次に、資料 19・II / 2-2 ロータリーキルン炉の運転管理を説明します。平成21年2月20日以降、ロータリーキルン炉では、鉄などの溶融不要物に加えて、仮置き土を高温熱処理しています。表1には稼働実績や処理実績をまとめています。これまでの稼働率は79%、処理実績は2,225トン（平均16.3トン/日）で、計画量の54%です。2頁には、処理停止に至ったこれまでの事案（合計14件）をまとめています。処理開始当初は、残さ搬送コンベヤに不具合が生じたため、ベアリングやチェーンを交換しました。No.4~14については、添付資料で詳しく説明します。添付資料①は、後燃焼室バーナ付近赤熱による立ち下げについてです。この原因は、写真②のように、後燃焼バーナ左右2箇所の耐火物が脱落して、断熱材が損傷し、この影響でケーシングが赤熱したものと考えられます。このため、耐火物の応急補修を実施し、現在、本格的な耐火物補修を行っているところです。添付資料②は、後燃

焼室下ダンパの動作不良による立ち下げについてです。後燃焼室下ダブルダンパの動作不良を発見して、ロータリーキルン炉まで処理物が堆積していることを確認しました。この原因は、図1のように、残さ冷却機の内部で処理後の土砂が堆積し、閉塞したことによるものでしたので、残さ冷却機のテール部に点検口を増設し、2回/日の点検を開始しました。しかし、その後も同様のトラブルが発生したため、投入過多と判断して、投入量を減少しました。現在も継続的に点検しながら、経過観察を行っています。添付資料③は、後燃焼バーナ不具合による立ち下げについてです。バーナ不具合による立ち下げはこれまでに3回発生しています。8月5日と8月10日の事案は、バーナ出口下部にクリンカが付着し、失火したもので、8月17日の事案は、バーナの対面にクリンカが付着し、NO_x濃度が上昇したものです。いずれもバーナ周辺にクリンカが成長したことがトラブルの原因ですが、クリンカの成長には複数の因子(①処理対象物の性状、②炉内の流れ、③バーナの燃焼状態、④雰囲気温度)が影響していると考えられます。今後も引き続き、後燃焼バーナの油量と燃焼空気量の調整と経過観察を行うとともに、次回の定期整備時にエアシール部やダンパシール部の整備を検討したいと考えています。添付資料④も後燃焼室下ダンパの動作不良による立ち下げですが、この事案については、炉内入口の耐火物損耗箇所写真のような金属ワイヤー類が滞留、絡まって成長し、それが後燃焼室下ダンパ周辺に引っかかって閉塞したものと考えられます。このため、現在、その箇所の耐火物を補修するとともに、金属ワイヤー類をできるだけロータリーキルン炉に投入しないようにして、別途、有効利用することも検討しています。

- (クボタ)次に、資料19・II/2-3中間処理施設における定期点検整備結果等を説明します。平成21年6~7月に実施した点検・整備工事実績を表1.1にまとめています。前処理設備の破碎機については、ライナー等の消耗品を交換しました。熔融炉の炉内整備では、二次燃焼室や煙道に付着したダストを除去し、耐火物のクラック部を簡易補修しました。ボイラー整備については、添付資料で詳細を説明します。1号後燃焼室ダスト排出装置については、上面の耐火物の部分補修、ローラ取付軸の交換、1号バグフィルタについては、ろ布の全数交換、ロータリーキルン炉については、メーカーによる点検を実施しました。次頁の表は、運転維持管理員による保守点検作業の予定と実績で、点検の結果、交換等が必要と判断して実施したものについては、色付きで示しています。次に、ボイラー水管部分交換と肉厚測定結果を説明します。ボイラー水管を保護している耐火物の劣化が進行し、特に2号1室の一部で水管の減肉と肉盛補修を繰り返しているため、今回、水管の部分交換とその箇所の耐火物を張替えました。次頁は、水管の肉厚測定結果についてです。表2.1の一番右側の欄が今回の測定結果です。「欠測」は前回までに簡易補修した耐火物等の付着があり、測定できなかったことを示します。全体的に減肉が進行しているとともに、目視観察でも耐火物の浮き上がりや脱落などのエリアが広がっていることを確認しました。このため、耐火物が脱落して水管が排ガスにさらされている箇所について、継続的に水管の厚みを測定して推移を確認するとともに、耐火物の損傷が多く見受けられる1室については、次回の定期整備時に耐火物の張替え補修を検討したいと考えています。以上のとおり、説明しました。

これに対し、委員等から次のとおり発言がありました。

- （委員）会議の冒頭に豊島住民代表者から意見がありましたように、ロータリーキルン炉については、いろいろなトラブルが起っています。特に、クリンカトラブルについては、次回の定期整備時に一部設備改修を行うこととしているわけですが、原因として挙げている項目のうち、どれが影響しているのかを事前に把握する手段はあるのですか。
- （クボタ）クリンカの付着に関しては複数の要因が考えられる中で、特にエアシール部については、次回の定期整備時に整備したいと考えていますが、それ以前に、バーナの油量と空気量のバランスを調整するなど段階的に解決していきたいと考えています。
- （委員）添付資料②のトラブルについては、投入量を減少させることで対応しているとの報告がありましたが、全体の処理計画には影響ないと理解してよろしいですか。
- （県）このトラブルの際には、約30トン/日処理していたことが原因と判断して投入量を減少しました。トラブルがなければ処理能力（24トン/日）を確保できるものと考えています。
- （委員）キルン残さ冷却機はどういったタイプのものですか。例えば、この能力を少し上げることにより、処理量を増やせる形で解決できるという可能性もあるのですか。この能力を上げて解決するという問題ではないかもしれませんが、できるだけ処理量を確保するという観点を踏まえると対応策としてはもう少し考える余地があるのではないかと思います。
- （クボタ）キルン残さ冷却機は外側を水で冷却している振動式コンベヤです。振動の能力をもう少し上げることは可能だと考えますので、徐々に調整等を行いたいと思います。
- （委員）クリンカが頻繁に付着していることから、直感的にバーナの角度がいい方向に向いていないのではないかと思います。他のクボタの一般廃棄物処理施設などではクリンカ対策の経験があると思いますので、それも参考にして対応してください。また、塩分が多いということもあるのではないかと思いますので、一度、クリンカの性状を分析してください。また、クリンカが大きく成長する前に、バーナを素早く外して、クリンカを落とすような対策も検討してください。
- （クボタ）実際にバーナを止めて、状況を確認し、クリンカが成長していれば、その際につつき落とすことも検討したいと思います。
- （委員）それから、処理対象物を土砂主体に変更したことにより、ダスト濃度も変化しているのですか。
- （クボタ）炉前の点検口から粉じんの巻き上がりを目視確認するかぎりでは、濃度は上がっていると思います。
- （委員）ボイラー水管の交換については、拡大図などで、写真の中に交換箇所をわかりやすく記載してください。
- （委員）現在、いろいろ試行錯誤しながら、処理量アップや安定的な連続運転に努めていますので、適宜、それらの情報を管理委員会委員と関係者に提供してください。

3 直下汚染土壌の水洗浄処理（報告）

- （県）資料19・II/3-1 第3回豊島処分地排水・地下水等対策検討会の検討結果を説明します。まず、審議事項のうち、直下汚染土壌に対する廃棄物処理法の適用については、環境省に照会した結果、廃棄物処理法に基づく業の許可を有している業者へ依頼する必要はないとのことでした。次のオフサイト処理施設所在自治体の汚染土壌受入に対する考え方については、対象となる5自治体すべてが土壌汚染対策法の施設の認定に関する手続を制度化しています。なお、2自治体は汚染土壌の受入時に事前の届出が必要だということです。次に、事前適用性試験の試料採取については、H-2とI-2付近の2地点で実施することが決まりました。ただ、これまでの調査結果では、汚染されていない地点もありましたので、直下土壌が試料として適さない場合は、覆土等を利用して、模擬試料を調整することとの意見がありました。次の事前適用性試験業者の選定については、少量の試料を用いること、ミニプラントによる試験でも差し支えないこと、試験は多種類の洗浄技術を対象とすることなどの委員からの意見を踏まえ、2業者（清水建設とDOWAエコシステム）を選定しました。今後は、8月末から10月末にかけて事前適用性試験を実施し、その試験結果を取りまとめて、第4回検討会と第20回管理委員会に報告します。
- 次に、資料19・II/3-2 土壌の水洗浄処理に係る事前適用性試験試料の分析結果を説明します。河原技術アドバイザー、長谷川技術アドバイザー、豊島住民会議の立ち会いのもと、平成21年7月4日に試料を採取しました。直下土壌の採取場所はGH-2とHI-2、覆土の採取場所は第3工区のCD2とEF3です。なお、これまでと同様、バックホウで掘削・採取し、HI-2での採取量は780kg、CD2は650kg、EF3は690kg、浸出水の影響等によりGH-2地点での採取量は510kgでした。当日の直下土壌の採取状況は、2～5頁の写真のとおりです。6頁は、模擬試料（第3工区の覆土）の採取状況です。採取した試料（4検体）については、試験試料として適切かどうかを調査するため、香川県環境保健研究センターで分析しました。その溶出量分析結果は表3のとおりで、基準値を超過した箇所を色付きで示しています。表4の含有量試験結果については基準値を超過する項目はありませんでした。表5は全量分析結果です。表2はこれらの結果をまとめたもので、環境基準値を超過した項目は、重金属の溶出試験での鉛、砒素、フッ素、ホウ素でした。なお、物理特性として強熱減量を測定しましたが、廃棄物等の有機物はほとんど含有されていないことを確認しています。それから、表6の粒度分布等の分析結果について、粒径0.075mm未満の粘土分は5.8%から16.2%で、これまでと同じような結果でした。なお、試験試料として、直下土壌の2検体と覆土③の検体を委託業者に送付したところです。
- 次に、資料19・II/3-3 事前適用性試験等の現地調査を説明します。中杉委員、岡市委員、河原委員、嘉門技術アドバイザー、豊島住民会議の立ち会いのもと、平成21年9月7日から9日にかけて現地調査を行いました。試験試料は3検体で、清水建設は約100kg/検体、DOWAエコシステムは約500kg/検体です。試験内容は、土壌試料の分析、土壌粒度別試験、土壌洗浄試験です。清水建設は、バッチ処理でそれぞれ単独に作業していくもので、2頁に現地調査の写真を載せています。

なお、実機での処理能力は960トン/日とのことです。DOWAエコシステムは、ミニプラントを連続的に組んだもので、4頁に現地調査の写真を載せています。なお、DOWAエコシステムにおける土壌試料の分析について、礫と細砂と粘土に区分して分析したところ、1検体の細かい粒の砂に鉛の溶出試験で1.3倍の濃度の土壌が検出されました。これに対して委員から、この砂をさらに区分して、どのあたりに高濃度のものがあるのか原因を調査すること、必要であれば洗浄方法を改良することも検討すること、洗浄試験の段階ごとに業者から結果を報告してもらって、委員の指導・助言を得ながら、試験を進めていくこととの指示がありました。

以上のとおり、説明しました。

これに対し、委員等から次のとおり発言がありました。

- (委員) 豊島事案の土壌汚染については、廃棄物には該当しない、土壌汚染対策法の認定施設による処理は必ずしも法的には必要ないこととなります。なお、直下土壌が試験試料として適さない、採取できないことも想定して、覆土を試験試料の対象にしてはどうかということを提案しました。現地調査については、基本的に2業者とも同じような形態ですが、清水建設はいろいろな方法を組み合わせていました。サイクロンやスクラバーの後に、泡浮遊式分離機を入れています。DOWAエコシステムも、実際に泡浮遊式洗浄機を備えています。豊島の直下土壌については必要ないという判断のもとで、今回は組み込まなかったということです。なお、県から報告があったとおり、真ん中の成分のところでは鉛の基準値を超えてしまったので、この原因を確認するよう指示しました。また、しばらく置いておくと、試料の性状が少し変化することがあり、無害なものを処理した結果、無害化できたといっても意味がないので、実証試験を行う前にきちんと性状を分析するよう指示しました。
- (委員) 最後に県から説明があったことについては、既に文書で報告されているのですか。
- (県) 現地調査の際に、説明があったものです。
- (委員) 指示したことについては、中間報告してもらう必要があると思っています。また、途中でかまわないので、その都度、適宜、委員や関係者に報告してください。
- (委員) 覆土④を試験試料として外したのはどうしてですか。
- (県) 性状が覆土③と同じだったためです。

4 豊島処分地(報告・審議)

- (県) 資料19・II/4-1沈砂池2の管理を説明します。第18回管理委員会で報告したとおり、平成21年3月2日に実施した水質検査で、沈砂池2の貯留水からダイオキシン類が管理基準値を超えて検出されたため、原因究明調査を実施しました。調査地点は、初期雨水貯留槽、沈砂池2、沈砂池1、西海岸地先海域です。なお、結果は表2のとおりで、いずれの地点においても、ダイオキシン類は管理基準値以下でしたので、今回の原因は、第3工区の一部のシート除去区域からの汚水による一時的なものである可能性が高いと推察されます。その後、4月3日に沈砂池1の貯留水(約1,300トン)を放流し、沈砂池1を清掃しました。沈砂池2については、3月2

5日から28日にかけて、貯留水を南トレンチに移送したうえで、沈砂池2、初期雨水貯留槽、第4工区の雨水排水路を高圧洗浄しました。そして、5月12日に沈砂池1、沈砂池2の水質検査を実施し、その調査結果は表3のとおり、いずれもダイオキシン類は管理基準値以下でした。これらの結果を第3回検討会に報告して、了承を得たことから、6月1日から通常管理に戻しました。今後は、今回の事案を踏まえて、各種マニュアルの再教育を実施するとともに、豊島処分地の現場作業に対する手順書を作成して計画管理の徹底に努めます。

○次に、資料19・II/4-2豊島処分地雨水排水路の整備を説明します。第3、4回の完了判定が終了した区域に降った雨水は、現在、処分地内に流れ込んでいますが、今後は、2頁の図のように、雨水排水路を整備して、沈砂池2経由で海域へ放流しようとするものです。次に水路の施工方法を説明します。まず、掘削完了判定済みの法面部裾に廃棄物等で盛土を行い、仮置き土を流用した土のうを敷設した水路を築堤し、水路上に遮水シートを敷設します。それから、水路上の遮水シートは、水平部をH型钢で固定します。掘削完了判定が終了した法面は、ゴムマットで遮水シートと法面部との接合を補強して、鉄筋により固定しますが、遮水シートと法面の隙間には樹脂を注入して、漏水を防止します。そして、水路に集水した雨水を既存の雨水路に排出するため、ポンプピットを設けて、揚水ポンプ(2基)を設置します。なお、工期は平成21年8月26日から10月30日です。

○次に、資料19・II/4-3豊島処分地第3工区覆土の実態調査結果と取扱いを説明します。直下土壌の水洗浄処理に係る事前適用性試験の試料として覆土を利用する可能性があったことから、あらかじめ第3工区覆土の実態調査(平成21年5月28日)を行いました。調査区域は、第3工区(8,000㎡)の15地点です。調査項目はダイオキシン類と重金属等8項目です。濃度の分布は4頁のとおりで、ダイオキシン類が土壤環境基準値を超えた箇所を赤色(A区域)、基準値以下の箇所を青色(B区域)で示しています。次に、汚染区域別の調査結果を説明します。まず、重金属等については、15地点とも基準値を超過していました。表1の下段には、2つの汚染区域別にダイオキシン類や重金属等の濃度レベルをまとめています。A区域のダイオキシン類は、平均3,700pg-TEQ/gで、含有量試験については、鉛が平均516mg/kg、溶出量試験については、鉛が0.029mg/l、フッ素は基準値以下でした。B区域のダイオキシン類は、平均440pg-TEQ/g、含有量試験については、鉛が平均126mg/kg、溶出量試験については、鉛が0.030mg/l、フッ素は一部の地点で基準値を超過しました。次に、覆土の掘削・仮保管について説明します。まず、水路によりA区域とB区域を区分し、それぞれの覆土を掘削して、覆土の飛散防止と下の廃棄物からの汚染を防ぐために上下を被覆して仮保管します。なお、掘削等の状況は5頁の写真のとおりです。次に、会議の冒頭に豊島住民代表者からご質問がありました第3工区掘削の進捗状況について説明します。昨年、後期掘削計画に基づいて掘削作業を進めていますが、平成21年5月から6月にかけて、第1工区の混合面を移設し、当該箇所を掘削していた際に、大量のケーブル屑が出てきたため、その掘削作業に多少の時間を要しました。それから、7月ごろから開始した覆土の掘削作業にも一定の時間を要しました。また、9月から第3工区東側を

段階的に掘削していますが、当該廃棄物の灰分が80%程度であったことから、均質化物の灰分を60%から70%に調整するため、第2工区のシュレッダーダストの一部をあわせて掘削している状況です。今後、第3工区の掘削作業を進めるうえで、同じような廃棄物の性状であれば、他の場所を掘削しなければいけませんので、必要に応じて、掘削計画の見直しについて管理委員会に報告したいと考えています。

○次に、資料19・II/4-4豊島処分地ケーブル屑の有効利用計画案を説明します。先ほどの説明のとおり、第1工区の掘削作業において、塩化ビニールで被覆されたケーブル屑が大量(約300トン)に掘削されたため、塩化ビニール被覆鉄線と被覆物のみに選別した後、鉄線を「特殊前処理物の取扱マニュアル」に定めるワイヤー、針金の束に準じて、原則として水洗浄した後、有効利用したいと考えています。まず、重機で0.8m以下に切断して、手作業で鉄線を選別します。その後、ダンプトラックで中間保管・梱包施設に運搬します。塩化ビニール被覆鉄線については、高圧洗浄後、ダンプトラック(Cコンテナ)に積載して、中間処理施設に輸送し、鉄ブースに保管します。その後、金属リサイクル業者へ販売する計画です。被覆のみで鉄線を含まないものについては、切断して、中間処理施設で熔融処理します。なお、約300トンのケーブル屑の切断・選別作業に要する期間は3週間程度です。その他、手作業で選別した銅線やアルミ線についても、高圧洗浄後、原則として有効利用したいと考えています。

○次に、資料19・II/4-5後期掘削計画における水管理を報告します。平成24年5月以降は処理が進み、浸透トレンチの設置が困難となり、貯留トレンチだけで運用しなければならないという事態になります。このため、廃棄物層からの蒸発散が見込めなくなるので、この際、貯留トレンチに雨水を貯留できなくなった場合の対応について検討することとの委員からの指摘を踏まえ、シミュレーションを行いました。まず、①の想定は、年間平均降雨量(1,000mm程度)で貯留されるトレンチ容量に10年確率の1回の豪雨で貯留される水量を加えたケースです。②の想定は、10年確率の年間降雨量(1,3000mm)で貯留されるトレンチ容量です。計算式は4頁のとおりで、豪雨の際は廃棄物等の流出係数を1.0とすることとの委員からの指摘を踏まえて検討しています。貯留場所は、3頁のとおりで、処分地の中央に貯留トレンチ(7,900トン)を設け、高度排水処理施設の調整槽に1,300トン、トレンチや調整槽で貯留できない場合には、承水路と沈砂池1を応急的に利用することとしています。表2に10年確率降雨に対する必要貯留量の検討結果をまとめていますが、①の場合の必要貯留量は19,400トンですので、沈砂池1等に10,200トン貯留する必要があります。②の場合の必要貯留量は18,800トンで、沈砂池1等に9,600トン貯留する必要があります。沈砂池1に処分地内の雨水が流入した場合の対応としては、沈砂池近傍に応急的な排水処理施設を設置して、沈砂池1の貯留水を処理するとともに、廃棄物等の地表面を遮水シートで覆うなど、降雨の影響を極力抑えることとします。

以上のとおり、説明しました。

これに対し、委員等から次のとおり発言がありました。

- (委員)平成21年7月12日に第21回処理協議会を開催しました。その際に、豊島処分地第3工区覆土の実態調査については第3回検討会です承が得られましたが、管理委員会委員にも豊島住民会議にもあらかじめ連絡がなかったため、今後はそのようなことがないようにとの指摘がありました。
- (委員)覆土の取扱いについては、できるだけ処理量を確保するという観点から、検討を進めるということですが、このことについては、豊島処分地排水・地下水等対策検討委員会で議論してください。
- (委員)掘削作業の進捗状況については、口頭での説明だけではなく、わかりやすい資料を作成して、事務連絡会などで適宜、状況を報告してください。
- (県)今後、掘削作業を進めるうえで、状況が大きく変わることがあれば、関係者に報告したいと思います。
- (委員)3月2日の事案も踏まえて、雨水排水路を整備した後、水質検査を実施してください。
- (県)わかりました。
- (委員)ケーブル屑の有効利用計画については、今回のロータリーキルン炉のトラブルに関係するのですか。別途、有効利用することにより、ロータリーキルン炉への負荷が少し減るものと解釈すればいいのですか。
- (県)ロータリーキルン炉では、ケーブル屑などの熔融不要物と土壌を混焼していますので、ケーブル屑などが炉内の中に固まったこともあり、今回のような不具合が生じています。現場で除去することにより、炉内への負荷も少なくなりますので、改善につながるものと考えています。

5 豊島廃棄物等の陸上・海上輸送状況の確認結果(報告)

- (県)資料19・II/5豊島廃棄物等の陸上・海上輸送状況の確認結果を説明します。この度、鈴木委員に廃棄物等の海上輸送、陸上輸送、コンテナダンプトラックのダンピングやコンテナ洗浄など現場の状況をご確認いただきました。総評として、改善すべき点はあるものの、総じて良好であったとの評価をいただいています。次に、具体的な指導・助言等とそれに対する改善方針を説明します。まず、当日、着岸前に行き足の制御に努めていたものの、その際に後進テストを2、3回行うべきであったとの指摘については、ご指摘のとおり、検討します。次に、運航中止基準の一要素である風速13m/sの考え方について、運航管理者と船長との意見が違うなどの場合は、運航を中止すべきであるとの指摘については、運航管理規定のとおり遵守します。次の「太陽」の航海計器の活用を努めるべきとの指摘については、ご指摘のとおり、日ごろから航海計器の習熟と活用を努めます。次に、香川県職員や運航管理者は、定期的に乗船し、安全運航や問題点の把握に努めることとの指摘については、ご指摘のとおり、実施します。次に、風戸港入り口や豊島棧橋前で釣り船等が多く集まる状況が見られることから、各漁協や釣り船団体など関係者と相互の安全性について情報交換を行うこととの指摘については、ご指摘のとおり、関係機関への協力要請を行います。次に、ひやり・ハットの報告が減少していることで、活発化を図ることとの指摘については、工程会議等を通じて、安全意識を高めるために、ひやり・ハットを活用するよ

う関係者に周知・徹底します。次に、直島側でのコンテナダンプトラックの洗浄作業について、個人差があるとの指摘については、何よりも安全に作業するために、清掃作業を徹底するよう運転員に周知・徹底します。次に、豊島側の緊急時等の資材については、使用された形跡がないので、豊島側でも訓練に使用することの指摘については、関係者とも協議しながら、訓練方法について検討します。

以上のとおり、説明しました。

これに対し、委員等から次のとおり発言がありました。

- （委員）鈴木委員は改善方針の内容を確認しているのですか。
- （県）あらかじめ改善方針案をご確認いただき、了承を得ています。
- （委員）香川県職員や運航管理者が定期的に乗船して、意見交換等を行うことについて、現在、香川県職員はどの程度の頻度で乗船しているのですか。
- （県）これまでのところ乗船していませんので、運航管理者とも協議のうえ、定期的に乗船して、安全運航に努めたいと考えています。
- （委員）鈴木委員とも相談して、どの程度の頻度で乗船することが望ましいのか検討してください。
- （県）わかりました。

6 豊島廃棄物等処理事業に係る外部評価業務（審議）

- （県）資料19・II/6-1平成21年度豊島廃棄物等処理事業に係る外部評価業務の実施方針を説明します。この業務は、平成16年度から実施し、今年度で6年目となります。今年度も引き続き、これまでの実施状況や管理委員会の評価、土庄町豊島と直島町の意見などを踏まえて実施します。業務内容については、これまでに承認いただいた内容と同様ですので、説明を省略します。次に、外部評価の実施について説明・提案します。外部評価については、管理委員会が選定した項目（重点ポイント）を対象として、それぞれのチェックリストに基づき実施します。まず、重点ポイントのうち、マニュアル等の遵守状況のチェックについては、全般事項として、掘削・運搬から副成物の有効利用に至る処理事業全般の一連の手順の中で、特に安全確保と環境保全のために特段の配慮が必要な事項を重点対象とします。なお、平成21年度の重点ポイントを選定するにあたり、平成21年5月に土庄町豊島と直島町に対して意見を照会しました。その際、豊島側から、豊島住民会議は作業環境モニタリングや周辺環境モニタリングに立ち会うことがあるけれども、その際、香川県職員がマニュアルどおりにきちんと実施しているかどうかをチェックしてほしいとの意見がありました。なお、直島町からは特段の意見はありませんでした。この意見を踏まえ、豊島における環境計測及び周辺環境モニタリングマニュアルと作業環境管理マニュアルを重点ポイントに選定しました。また、関連して、直島における環境計測及び周辺環境モニタリングマニュアルと海上輸送に係る周辺環境モニタリングも重点ポイントに選定しました。その他、中間処理施設運転・維持管理マニュアルと暫定的な環境保全措置の施設等に関する維持管理マニュアルについては、事業の中核をなすマニュアルであることから、昨年度に引き続き、重点ポイントとして選定しています。また、安

全対策の導入状況のチェックや目標値の設定と目標値管理のための基礎データの把握・検討、施設の傾向値管理など運営レベル向上のための基礎データの把握・検討を重点ポイントとして実施したいと考えています。また、これまでと同様、前年度の外部評価結果に基づく指摘事項への対応状況についても、以上の重点ポイントと併せて実施します。なお、業務の委託先を選定するため、今年度も外部評価の企画提案を公募しました。その結果、NTTデータ経営研究所から企画提案書が提出されましたので、続いて、企画提案書を同社から説明します。

- （NTTデータ）資料19・II/6-2平成21年度豊島廃棄物等処理事業に係る外部評価業務の企画提案書を説明します。業務概要は、①マニュアルに関連する活動、②請負業者に関連する活動、③香川県に関連する活動、④関係者に関連する活動、⑤安全性の確保、処理の効率性の向上等に資するための活動について実施し、管理委員会へ報告します。実施方針は、過去5年間の経験を踏まえて、ポイントを絞って効率的に実施するとともに、過去の経緯、特徴、関係者の関係性等を踏まえて実施するほか、事業主体、請負事業者など関係者にとってメリットのあるように実施します。この方針に基づき、重点ポイントとして、マニュアル等の遵守状況をチェックします。次の安全対策の導入状況のチェックについては、過去5年間の外部評価結果をもとに、管理委員会により決定された改善事項のうち、特に安全対策に関する事項をチェックします。なお、この中には、第18回管理委員会での指摘を踏まえて、ひやり・ハット事例の報告のタイミングに関するチェックを含めています。また、過去5年間に実施した外部評価活動のうち、特に安全対策に関する事項をチェックします。例えば、ひやり・ハットの発生比率や非定常現場作業比率（引き継ぎノート等の電子化の状況の確認を含む）、警報の意味とその対応方法に関する知見の文書化、電子データ化です。なお、中間処理施設等に関する事故事例を踏まえた安全対策に関する事項のチェック、関係住民の理解増進のために必要な安全対策に関する基礎データの把握については、昨年と同じ項目です。次の重点ポイントは、目標値の設定と目標値管理のための基礎データの把握・検討です。投入エネルギー比率や従業員の能力向上策、警報の発生状況などの基礎データを把握します。さらに、施設の傾向値管理など運営レベル向上のための基礎データの把握・検討を重点ポイントの一つとして実施します。また、過去5年間の指摘事項への対応状況もチェックします。なお、平成21年度のスケジュールは図1のとおりです。

以上のとおり、説明しました。

これに対し、委員から次のとおり発言がありました。

- （委員）以前、直島町関係者の方から安全の問題について意見がありましたので、引き続き、安全対策の導入状況をチェックする必要があります。また、マニュアルに基づいて、きちんとモニタリングできているかどうかをチェックすることとの土庄町豊島からの意見を踏まえて、関連するマニュアルをチェックすることとしています。それから、香川県からの指示状況等も今年度の外部評価に反映させてください。指示書については、フォーマットを徐々に向上させる必要がありますので、この点もチェックしてください。指示したつもりだったけれどそれが実施されなかったために起こるよ

うな事故・トラブルは避けなければいけません。これも安全・安心や環境保全につながる重要なことだと思います。

7 その他（報告・審議）

- （県）資料19・II/7-1環境計測、周辺環境モニタリング、作業環境測定結果を説明します。まず、環境計測の中間処理施設における排ガスの調査結果、豊島における環境計測（沈砂池1、2）の結果については、すべての項目で管理基準値以下でした。次の豊島側周辺環境モニタリング（21年5月実施）の周辺地先海域、海岸感潮域については、一般項目、健康項目とも問題ありませんでした。次の作業環境計測結果については、第16回健康管理委員会に報告して了承を得ています。まず、常時監視項目については、すべて管理基準値以下でした。定期監視項目では、中間処理施設の騒音調査で、3階可燃物コンベヤが第3管理区域と評価されましたが、その後の調査では第2管理区域と評価されています。また、ダイオキシン類調査で、一時的に3階プラットフォームが第2管理区域と評価されました。調査場所は、36頁の図面のとおり、中間処理施設3階プラットフォームです。表1のとおり、平成21年6月17日の作業環境測定において、ダイオキシン類の実測値は 0.40 pg-TEQ/m^3 で、これまでと同程度でしたが、ホッパーステージ室の粉じん濃度が $0.76 \sim 1.89 \text{ mg/m}^3$ と高濃度であったため、ホッパーステージ室内のダイオキシン類濃度（計算値）が高濃度となり、3階プラットフォーム全体のダイオキシン類の管理区域は第2管理区域となりました。なお、マニュアルでは保護具、防護服、防毒マスクを着用することとなっていますので、作業管理上は問題ありませんでした。ホッパーステージ室内の粉じんが高濃度であった原因は、熔融炉投入前のピットがある部屋であり、破砕機で30mm以下になった廃棄物等が入ってくることで、投入用のクレーンが常時稼働していること、また、ロータリーキルン炉の飛灰がピットへ搬入されていることによって、粉じんが発生しやすい状況になっていたことが挙げられます。このため、8月18日の測定では、投入クレーンを停止し、ロータリーキルン炉飛灰の搬入も停止しました。この結果、3階プラットフォームのダイオキシン類濃度（実測値）は、 0.25 pg-TEQ/m^3 で、これまでと同程度でしたが、ホッパーステージ室の粉じん濃度は $0.13 \sim 0.16 \text{ mg/m}^3$ と低濃度であったため、ホッパーステージ室内のダイオキシン類濃度（計算値）は低濃度となり、3階プラットフォーム全体のダイオキシン類の管理区域は第1管理区域となりました。このようなことから、今後は、日常点検や清掃の際には、クレーンの稼働やロータリーキルン炉飛灰搬出装置を停止し、粉じんの飛散防止対策を図った後に実施することなど安全対策を徹底しました。また、保護具の着用を徹底するよう作業員に改めて周知・徹底しました。
- 次に、資料19・II/7-2緊急時等の評価を説明します。緊急時・異常時等の内容を関係者に通報する際には、人身への影響、基準の逸脱等、事業進捗への影響を3段階で暫定的に評価しています。今回、これまでに通報した17件のうち、暫定評価レベルと正式評価レベルが異なったのは、⑩ロータリーキルン炉の窒素酸化物濃度が要監視レベルを超えた件についてです。この原因は、ロータリーキルン炉の投入コンベヤに不具合が生じ、一時的に作業を中断したことによるものですが、今回の修復作業

による投入停止は一時的なものでしたので、正式評価では、事業進捗への影響を「軽度」から「問題なし」へ変更しました。

- 次に、資料19・II/7-3各種マニュアルの見直しを説明します。まず、II-20作業環境管理マニュアルについては、労働安全衛生法の作業環境評価基準の一部改正（平成21年3月31日）に伴う管理基準値の見直しです。修正箇所は別添資料の網掛け部分で、表2の常時監視における基準値では、トリクロロエチレンの基準値を50ppmから10ppm、表3の作業環境モニタリング等における基準値では、トリクロロエチレンを50ppmから10ppm、トルエンを50ppmから20ppm、ジクロロメタンを100ppmから50ppm、ニッケル及びその化合物を1mg/m³から0.1mg/m³、粉じんを1.7mg/m³から0.9mg/m³に修正しました。なお、今回の見直しに伴い、変更後の基準値と過去の調査結果を比較したところ、問題ありませんでした。次は、II-21豊島廃棄物等処理事業マニュアルの情報表示システム（西井戸導水量と溶融スラグ検査結果）についてです。この2件については、表示内容にわかりにくい点があるので修正することの意見が豊島住民会議からありました。まず、西井戸導水量について、西井戸からの揚水先は、高度排水処理施設又は貯留トレンチとなっています。情報表示システム上で表示している導水量は、高度排水処理施設への導水量で、先般、7月から8月にかけて降雨量が多かったこともあり、揚水先を貯留トレンチへ切り替えましたが、ここには自動計量器がありませんので、一定期間、導水量が「0」と表示されていました。この点については、だれが見ても理解できるようにすることと意見がありましたので、このような場合には、別添2-1のとおり、内容を変更します。最新情報で、例えば、「西井戸からの揚水先を、高度排水処理施設から処分地内のトレンチへ変更します。そのため、西井戸から高度排水処理施設への導水量の表示はゼロとなっていますが、西井戸揚水ポンプは正常に稼働しています。」とお知らせします。さらに、西井戸導水量の説明文を「西井戸からの揚水先は、高度排水処理施設又は貯留トレンチとなっています。表示している導水量（西井戸）は、高度排水処理施設への導水量を表示しています。」と修正します。次に、溶融スラグ検査結果の情報表示について説明します。溶融スラグの検査は、マニュアルに基づく安全性検査と品質検査、豊島問題対策連絡会副成物再生利用部会において定めた溶融スラグ利用基準に基づく粗粒率試験を1ロット（3ブース分で約900トン）単位で実施しています。この度、表のとおり、スラグの製造日が「平成21年5月16日～6月1日」、「平成21年5月20日～6月8日」、「平成21年5月23日～6月14日」と重複していることについて、安全性試験や品質試験に問題があって、マニュアル以外の方法で混合したのではないかという意見が豊島住民会議からありました。これについては、5月16日～5月25日にかけて製造した1ロットの粗粒率が3.19となって、粗粒率の基準値（2.90±0.2）を超えて不合格となりました。粗粒率が基準値から逸脱した場合は、第9回管理委員会です承いただいたとおり、混合して基準値内に入るような粗粒率のスラグをスラグ破砕機の調整により製造し、混合後、基準値内であることを確認して出荷することとしています。このため、基準を超えた1ロット分のスラグは、ストックヤードに保管し、スラグ破砕機の鉄球を追加投入した後に製造された2ブース分と順次混合して1ロットのス

ラグを作り、粗粒率試験を行って合格した後、安全性試験等を実施して、すべての検査項目の合格を確認してから出荷することとしました。このため、情報表示システム上でのslag製造期間が約20日前後となり、さらに製造日が重複する結果となりました。これについては、別添2-2のとおり、「溶融slagの検査結果で、平成21年5月16日から6月14日の間、製造期間が重複しているのは、溶融slagの利用基準である粗粒率を調整するため、粗粒率調整用のslagを製造し、再混合したものであり、安全性試験及び品質試験は、調整後のslagで実施しています。」と明記します。

○次に、資料19・II/7-4最近の指示事項と対応を説明します。第18回管理委員会での指摘事項を踏まえ、処分地内での工事においては、工事施工管理を計画的に行うことが重要であることから、現場作業手順を明らかにして、作業工程や作業内容を文書で指示するなど計画管理の徹底に努めているところです。現場作業手順については、香川県と請負業者が契約締結後に、現場で打ち合わせや協議を行い、その際の協議内容等については、互いに文書で確認することを徹底します。そして、その指示内容や作業内容についてのチェックリストを作り、現場監視を徹底し、作業終了時には現場確認を行います。なお、問題があれば必要に応じて指示文書を作成して、改めてこのチェックリストに基づいて管理を行います。指示書案は2頁の様式のとおりで、発議者、発議事項、工事名、指示内容、作業内容、緊急度（重要度）、完了期日などを記録します。また、遵守するマニュアルや仕様書を添付します。最後に、県と請負業者の確認印を押印します。3頁以降は、これまでの指示書の一覧表です。1～3件目は事業場内維持管理工事、4～6件目は廃棄物等の掘削業務に関する指示書です。詳細は別添のとおりですので、説明を省略します。

○次に、資料19・II/7-5第16回健康管理委員会（平成21年9月4日開催）の審議概要を説明します。第16回健康管理委員会では、作業環境測定結果、作業現場巡視実施状況、従業員の健康診断結果、ひやり・ハット、作業改善報告、作業環境評価基準等の改正を審議しました。

以上のとおり、説明しました。

これに対し、委員等から次のとおり発言がありました。

- （委員）第21回処理協議会の議事録を配布していますので、ご確認ください。
- （委員）作業環境管理マニュアルの修正に関連して、周辺環境の基準値も順次変わってきていますので、この点にも注意してください。
- （委員）情報表示システムの西井戸導入量について、表示画面の中に「ゼロ」というのはどういう状態であるのかということをも明記したほうがいいのではありませんか。
- （県）説明文の追加を検討します。
- （委員）溶融slag検査結果については、今回指摘のあったことに対して、説明文を追記していますが、いつもチェックして記載できるような体制になっていればいいのですが、そうでなければ、指摘されるまでその状態が残ってしまいます。できるだけリアルタイムで情報を表示できるような体制をきちんと整備してください。
- （県）リアルタイムで表示する内容については、毎日職員がチェックしています。溶

融スラグ検査結果のように、定期的に情報表示するようなものについては、内部決裁後に表示することとなっています。

- (委員) 例えば「西井戸から高度排水処理施設への導水量」とあわせて、「西井戸からトレンチへの導水量」を併記すれば、誤解は生じないのではないかと思います
- (委員) これらの点については、一度、ホームページ全体を少し見直して、だれが見ても理解できるようにしてください。
- (委員) 最近の指示事項と対応については、今年度の外部評価に反映させてください。指示事項は、非定常的な工事が中心になると思います。
- (県) 新規に工事を発注した場合の当初の部分や仕様書の変更が生じた場合を想定しています。現場での細かな指示などのケースまでは想定していません。
- (委員) 最近の指示事項の中には、既に完了したものと作業中のものが混在した状態の指示書として対応しているわけですが、これでは本当に重要なものを見落としてしまう可能性があるのではないかという気がします。確かに、1ヶ月や2ヶ月の工事もあるわけですが、最後に完了したときでないとそれをチェックできないというのであれば、途中の段階でのチェックが十分に行われているとは言い難いと思いますので、少し工夫して考えてください。
- (県) いろいろ検討したいと思います。

Ⅶ 傍聴人の意見

<豊島住民代表者>

- 豊島処分地進入道路でのひやり・ハットについて、豊島住民会議でも見学者対応の際に危険箇所マップを利用したいと思いますので、提供いただきたいと思います。ケーブル屑の有効利用計画については、現地を確認したところ、塩化ビニールで被覆された鉄線や銅線には穴が開いているものもあります。そういったものについては、高圧洗浄ではダイオキシン類をきちんと除去できないのではないかと考えますので、細かく切断して、熔融処理するほうがいいのではないかと思います。なお、外部評価での豊島関係者への意見照会の日程については、10月25日以降の日曜日を希望します。以上のとおり、意見を述べました。

これに対し、委員等から次のとおり発言がありました。

- (県) 1点目の危険箇所マップについては、豊島住民会議へお渡しします。3点目の外部評価の意見照会の日程については、改めて日程調整したいと思います。
- (委員) 2点目については、高圧洗浄後に一度、性状を分析してください。ダイオキシン類が付着していれば別ですが、これを熔融処理することはやりすぎのような気がします。分析してみて、問題がなければ、熔融処理の必要はないと思います。なお、販売後はどのように利用するのですか。
- (県) 製鉄会社で熔融して、鉄原料として有効利用することとなります。
- (豊島住民代表者) きちんとダイオキシン類の含有量をチェックしてください。また、現場を見るかぎり、塩ビケーブルの中に入っていますが、それを購入してくれる業者はいるのですか。

- （県）業者には有価での引き取りを確認しています。なお、実際には、入札で引取業者を落札することになります。
- （委員）塩化ビニール被覆鉄線は、高圧洗浄して引き取ってもらい、被覆のみは溶融処理すると思いますが、その選別作業は、業者が現場で実施するのですか。
- （県）そうです。
- （委員）販売後の利用方法も確認してください。

＜直島町代表者＞

- 特にありません。

＜公害等調整委員会＞

- 特にありません。

Ⅶ 閉会

- （委員長）本日はありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

平成21年 月 日

議事録署名人

委員

委員